青森市指定障害福祉サービス事業者　自主点検表・指導調書

【指定療養介護】

|  |  |
| --- | --- |
|  | （自己点検表作成日：　　令和　　　年　　　月　　　日　） |
| 事業者名（法人等） |  |
| 事業所名 |  |
| 記入者・担当者 | （ 職名 ） | （ 氏名 ） |
| E-mailアドレス |  |
| 連絡先電話番号 |  |
| ※市担当者記入欄 | 実地指導実施日：　令和　　　年　　　月　　　日　 |

■記載上の注意

・各項目については、実地指導の実施年月の前月初日現在の状況で点検を行い、いずれか該当する□に✓のマークを記してください。

・また、特に補足することがある場合は、余白に記載又は適宜様式（任意様式）を追加してください。

■用語の略称

・条例：青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第75号）

・法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

・法施行規則：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）

・平18厚告第523号：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）

・平18厚告第544号：指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）

・平18厚告第556号：厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）

・平18厚告第543号：厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）

青森市　R5.7.5改定

第１　基本方針

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　基本方針 | （１）利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。 | ・条例第4条第2項 | □適□不適 |
| （２）利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | ・条例第4条第3項 | □適□不適 |
| （３）事業者及び従業者は、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にないか。 | ・条例第5条 | □適□不適 |
| （４）事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者に対して、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものとなっているか。 | ・条例第51条第1項 | □適□不適 |
| （５）事業者は、その提供するサービスの質の評価を自ら行い、常に業務の質の改善を図っているか。 | ・条例第51条第2項 | □適□不適 |

第２　人員に関する基準

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　医師 | （１）医師は、健康保険法第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上配置しているか。 | ・条例第52条第1項第2号 | □適□不適 |
| ２　看護職員、生活支援員 | （１）看護職員（看護師、準看護師、看護補助者）は、指定療養介護の単位ごとに常勤換算方法で利用者の数（前年度の平均値。以下同じ）を2で除した数以上配置しているか。 | ・条例第52条第1項第3号 | □適□不適 |
| （２）生活支援員は、指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で利用者の数を4で除した数以上配置しているか。（このうち、1人以上は常勤）※看護職員が（１）の配置基準により必要とされる看護職員の員数を満たしている場合には、当該必要数を超えて配置されている看護職員の員数を生活支援員の員数に含めることが可能。 | ・条例第52条第1項第4号 | □適□不適 |
| ３　サービス管理責任者 | （１）事業所ごとに、利用者の数が60人以下の場合は1人、61人以上の場合は1に60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えた人数以上の者をサービス管理責任者（原則として専従であること。ただし利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない）として配置しているか。（このうち、1人以上は常勤。）※常勤のサービス管理責任者を配置している事業所においては、第４の15（２）～（４）の業務をサービス管理責任者基礎研修修了者に行わせることができ、配置数に当該サービス管理責任者基礎研修修了者を含むことができる。 | ・条例第52条第1項第5号 | □適□不適 |
| ３　サービス管理責任者 | （２）サービス管理責任者は、次の①及び②の資格要件の全てを満たしているか。①次の1)から3)のいずれかの実務経験を積んでいる者（実務経験者）。1)ア及びイ－１の期間が通算して5年以上である者2)イ－２の期間が通算して8年以上である者3)ア及びイの業務に3年以上かつ下記の国家資格による業務に3年以上従事する者ア　下記の相談支援の業務に従事した期間ⅰ　施設等において相談支援業務に従事する者ⅱ　障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援業務に従事する者ⅲ　特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者ⅳ　次のいずれかに該当する者で、医療機関等において相談支援に従事する者・社会福祉主事任用資格を有する者　・相談支援の業務に関する基礎的な研修の修了者・下記の国家資格を有する者　・ⅰ～ⅲに従事した期間が1年以上である者ⅳ　これらに準ずる者イー１　社会福祉主事任用資格者等が次の直接支援業務に従事した期間イ－２　社会福祉主事任用資格者等でない者が次の直接支援の業務に従事した期間ⅰ　施設及び医療機関等において介護業務に従事する者ⅱ　特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務に従事する者ⅲ　特別支援学校における職業教育の業務に従事する者ⅳ　これらに準ずる者②サービス管理責任者更新研修修了者（サービス管理責任者実践研修を修了した日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間は、サービス管理責任者更新研修修了者とみなす）。※国家資格：医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士※社会福祉主事任用資格者等：社会福祉主事任用資格者、相談支援の業務に関する基礎的な研修の修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員※旧サービス管理責任者研修修了者については、令和6年3月31日までの間はサービス管理責任者とみなす。※①の実務経験者が令和4年3月31日までにサービス管理責任者基礎研修修了者となった場合は、基礎研修修了者となった日から3年を経過するまでの間は、サービス管理責任者とみなす。※やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた事業所等においては、当該事由の発生した日から1年間は①の実務経験者が②の要件を満たしているものとみなす。 | ・平18厚告第544号 | □適□不適 |
| ４　管理者 | （１）専らその業務に従事する常勤の管理者を1人配置しているか。また、管理者は医師であるか。※原則として専従であること。ただし、当該事業所の管理業務に支障がない場合は、以下の職務を兼務できる。①当該事業所のサービス管理責任者又は従業者②他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者（特に当該事業所の管理業務に支障がない場合） | ・条例第52条第1項第1号・条例第53条 | □適□不適 |

第３　設備に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| １　設備 | （１）医療法に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えているか。※設備は専用が原則だが、利用者の支援に支障がない場合で、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、同一の施設において一体的に支援を提供している場合は、指定障害児入所施設の設備基準を満たすことで、兼用できる。 | ・条例第54条 | □適□不適 |

第４　運営に関する基準

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　内容及び手続の説明及び同意 | （１）利用申込みがあったときは、障害の特性に配慮しつつ、利用申込者に対しサービスの選択に必要な重要事項（運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等）をパンフレット等で説明を行い、同意を得ているか。（同意は、利用者及び事業者双方の保護の立場から、書面によって確認するのが望ましい。） | ・条例第11条第1項（準用） | □適□不適 |
| （２）利用契約をしたときは、障害の特性に配慮しつつ、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面（契約書、重要事項説明書）を交付しているか。※社会福祉法第77条　社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約(厚生労働省令で定めるものを除く。)が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。一　当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地二　当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容三　当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項四　その他厚生労働省令で定める事項２　社会福祉事業の経営者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令の定めるところにより、当該利用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該社会福祉事業の経営者は、当該書面を交付したものとみなす。 | ・条例第11条第2項（準用） | □適□不適 |
| ２　契約支給量の報告等 | （１）入所及び退所に当たり、受給者証記載事項（事業者名、事業所名、サービス内容、契約支給量、契約日等）を受給者証に記載しているか。 | ・条例第55条第1項、第3項 | □適□不適 |
| （２）利用契約をしたとき、及び受給者証記載事項に変更があったときは、受給者証記載事項等を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 | ・条例第55条第2項、第3項 | □適□不適 |
| ３　提供拒否の禁止 | （１）正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。※正当な理由①当該事業所の現員からは利用申し込みに対応しきれない場合②主たる対象とする障害の種類に該当せず、適切なサービスを提供することが困難である場合③入院治療が必要な場合 | ・条例第13条（準用） | □適□不適 |
| ４　連絡調整に対する協力 | （１）サービス利用の連絡調整に当たり、市町村又は相談支援事業者にできる限り協力しているか。 | ・条例第14条（準用） | □適□不適 |
| ５　受給資格の確認 | （１）サービスの提供に当たり、受給者証により、支給決定の有無、支給決定有効期間、支給量等を確かめているか。 | ・条例第16条（準用） | □適□不適 |
| ６　介護給付費等の支給の申請に係る援助 | （１）支給決定を受けていない者から利用申込みがあった場合、速やかに介護給付費の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | ・条例第17条第1項（準用） | □適□不適□該当なし |
| （２）支給期間の終了に伴う介護給付費の申請について、支給決定に通常要する期間を考慮し、申請勧奨等の必要な援助を行っているか。 | ・条例第17条第2項（準用） | □適□不適□該当なし |
| ７　心身の状況等の把握 | （１）サービスの提供に当たり、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | ・条例第18条（準用） | □適□不適 |
| ８　指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | （１）サービスの提供に当たり、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めているか。 | ・条例第19条第1項（準用） | □適□不適 |
| （２）サービスの提供の終了に際して、利用者又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めているか。 | ・条例第19条第2項（準用） | □適□不適 |
| ９　サービスの提供の記録 | （１）サービスを提供した際に、提供日、サービスの具体的な内容その他必要な事項を記録しているか。※後日一括して記録することも可能。 | ・条例第56条第1項 | □適□不適 |
| （２）サービス提供の記録に際し、利用者からサービスを提供した旨の確認を受けているか。 | ・条例第56条第2項 | □適□不適 |
| 10　利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | （１）利用者負担額以外に支給決定障害者に対して金銭の支払いを求める場合、使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。（あいまいな名目による徴収や各利用者から一律に徴収することは認められない。） | ・条例第22条第1項（準用） | □適□不適□該当なし |
| （２）金銭の支払いを求める際に、使途、額及び支払いを求める理由を書面で明らかにし、支給決定障害者から同意を得ているか。※11の（１）から（３）はこの限りではない。 | ・条例第22条第2項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 11　利用者負担額等の受領 | （１）法定代理受領による場合、支給決定障害者から利用者負担額を受領しているか。（負担額が生じる場合は必ず受領すること。） | ・条例第57条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 11　利用者負担額等の受領 | （２）法定代理受領を行わないサービスを提供した際に、介護給付費（療養介護医療費を含む）の額を受領しているか。 | ・条例第57条第2項 | □適□不適□該当なし |
| （３）（１）及び（２）のほか、サービスを提供する場合に、支給決定障害者から受領できる次の費用について、あらかじめ当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ているか。①日用品費②上記のほか、サービス提供に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの | ・条例第57条第3項、第5項 | □適□不適□該当なし |
| （４）（１）から（３）の費用を受領した場合に、支給決定障害者に対し領収書を交付しているか。 | ・条例第57条第4項 | □適□不適□該当なし |
| 12　利用者負担額に係る管理 | （１）支給決定障害者が他の指定障害福祉サービスを利用した場合、利用者負担額等合計額を算定し、市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び他事業者に通知しているか。 | ・条例第58条 | □適□不適□該当なし |
| 13　介護給付費の額に係る通知等 | （１）法定代理受領により市町村から介護給付費及び療養介護医療費を支給された場合、支給決定障害者に対しその額を通知しているか。 | ・条例第59条第1項 | □適□不適□該当なし |
| （２）法定代理受領を行わないサービスの費用を受領した場合、サービスの内容、費用の額その他利用者が市町村に介護給付費の請求をする上で必要な事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に交付しているか。 | ・条例第59条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 14　指定療養介護の取扱方針 | （１）サービス提供にあたっては、療養介護計画（個別支援計画）に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 | ・条例第60条第1項 | □適□不適 |
| （２）サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項（個別支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等）について、理解しやすいように説明しているか。 | ・条例第60条第2項 | □適□不適 |
| 15　個別支援計画の作成 | （１）管理者は、サービス管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させているか。 | ・条例第61条第1項 | □適□不適 |
| 15　個別支援計画の作成 | （２）サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 | ・条例第61条第2項 | □適□不適 |
| （３）サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。また、面接を行う際には、利用者に対して面接の趣旨を十分に説明し、理解を得ているか。 | ・条例第61条第3項 | □適□不適 |
| （４）サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、下記の事項等を記載した個別支援計画の原案を作成しているか。①利用者及びその家族の生活に対する意向②総合的な支援の方針③生活全般の質を向上させるための課題④サービスの目標及びその達成時期⑤サービスを提供する上での留意事項⑥事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携 等 | ・条例第61条第4項 | □適□不適 |
| （５）サービス管理責任者は、個別支援計画の原案について担当者等に意見を求めるための会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を開催しているか。 | ・条例第61条第5項 | □適□不適 |
| （６）サービス管理責任者は、個別支援計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明した上で文書により同意を得ているか。また、個別支援計画を作成した際は、計画を利用者に交付しているか。 | ・条例第61条第6項、第7項 | □適□不適 |
| （７）サービス管理責任者は、個別支援計画作成後においても、計画の実施状況を把握し（モニタリング）、少なくとも6ヶ月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行っているか。また、計画の変更のあった場合、（１）から（５）に準じて取り扱っているか。 | ・条例第61条第8項、第10項 | □適□不適 |
| （８）サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族との連絡を継続的に行い、特別の事情がない限り、定期的に利用者に面接し、モニタリング結果を記録しているか。 | ・条例第61条第9項 | □適□不適 |
| 16　サービス管理責任者の業務 | （１）サービス管理責任者は、個別支援計画の作成のほか、下記の業務を行っているか。①利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握する。②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、地域生活への移行へ向けた支援を行う。③他の従業者に対して、サービスの提供に係る技術的な指導及び助言を行う。 | ・条例第62条 | □適□不適 |
| 17　相談及び援助 | （１）常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | ・条例第63条 | □適□不適 |
| 18　機能訓練 | （１）利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための必要な機能訓練を行っているか。 | ・条例第64条 | □適□不適 |
| 19　看護及び医学的管理の下における介護 | （１）看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。 | ・条例第65条第1項 | □適□不適 |
| （２）利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。また、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。 | ・条例第65条第2項、第3項 | □適□不適 |
| （３）（１）、（２）のほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。 | ・条例第65条第4項 | □適□不適 |
| （４）利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていないか。 | ・条例第65条第5項 | □適□不適 |
| 20　その他のサービスの提供 | （１）適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。 | ・条例第66条第1項 | □適□不適 |
| （２）常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めているか。 | ・条例第66条第2項 | □適□不適 |
| 21　緊急時等の対応 | （１）現にサービスを提供しているときに利用者に病状の急変があった場合その他必要な場合に、速やかに他の専門医療機関へ連絡する等必要な措置を講じているか。また、緊急時等の対応が適正かつ円滑に行われるよう、医療機関との常時の連絡体制を確保しているか。 | ・条例第67条第1項、第2項 | □適□不適 |
| （２）緊急時等の対応が適正かつ円滑に行われるよう、従業者に対し必要な周知、研修等を行っているか。 | ・条例第67条第2項 | □適□不適 |
| 22　支給決定障害者に関する市町村への通知 | （１）支給決定障害者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知しているか。①偽りその他の不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。②正当な理由なしに指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。 | ・条例第68条 | □適□不適□該当なし |
| 23　管理者の業務 | （１）管理者は、従業者及び業務の一元的な管理を行っているか。また、従業者に条例に規定する運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行っているか。 | ・条例第69条 | □適□不適 |
| 24　運営規程 | （１）事業所ごとに、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定めているか。①事業の目的及び運営の方針②従業者の職種、員数及び職務の内容③利用定員④指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額⑤サービスの利用に当たっての留意事項⑥緊急時等における対応方法及び連絡体制⑦非常災害対策⑧事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑨虐待の防止のための措置に関する事項（責任者の選定、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備、研修の実施など）⑩その他運営に関する重要事項※同一敷地内で複数のサービス事業の指定を受け一体的に実施する場合は、運営規程を一体的に作成することも差し支えない。 | ・条例第70条 | □適□不適 |
| （２）運営規程を従業者及び利用者に周知しているか。 | ・条例第70条 | □適□不適 |
| 25　勤務体制の確保等 | （１）利用者に対して適切なサービスが提供できるよう、指定事業所ごとに従業者の勤務体制を定めているか。※原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。 | ・条例第71条第1項 | □適□不適 |
| （２）指定事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。※調理業務、洗濯等の利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については第三者への委託等も可能。 | ・条例第71条第2項 | □適□不適 |
| （３）従業者の資質向上のため、当該事業所以外の者が実施する研修や当該事業所内の研修への従業者の参加の機会を確保しているか。 | ・条例第71条第3項 | □適□不適 |
| （４）適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。※詳細は、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18 年厚生労働省告示第615 号）」及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）」を参照。 | ・条例第71条第4項 | □適□不適 |
| 26　業務継続計画の策定等 | （１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第35条の2第1項（準用） | □適□不適 |
| （２）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第35条の2第2項（準用） | □適□不適 |
| （３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第35条の2第3項（準用） | □適□不適 |
| 27　定員の遵守 | （１）利用定員を超えてサービスの提供を行っていないか。※災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 | ・条例第72条 | □適□不適 |
| 28　非常災害対策 | （１）消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に当該指定療養介護事業所の従業者及び利用者に周知しているか。※非常災害に関する具体的な計画：消防法施行規則に規定する消防計画（準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画（消防計画のみを指すものではないことに注意すること）※詳細は、「障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年9月9日障障発0909第1号）を参照。 | ・条例第73条第1条 | □適□不適 |
| （２）非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 | ・条例第73条第2条 | □適□不適 |
| （３）（２）の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 | ・条例第73条第3条 | □適□不適 |
| 29　衛生管理等 | （１）利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか。 | ・条例第74条第1項 | □適□不適 |
| （２）事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。 | ・条例第74条第2項 | □適□不適 |
| 29　衛生管理等 | （３）事業所において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。①感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知②感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備③従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第74条第2項 | □適□不適 |
| 30　掲示 | （１）事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に必要な重要事項を掲示しているか。※書面を事業所内に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 | ・条例第75条 | □適□不適 |
| 31　秘密保持等 | （１）従業者及び管理者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | ・条例第38条第1項（準用） | □適□不適 |
| （２）従業者又は従業者であった者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。※一例として、従業者と雇用契約時に取り決めを行う等、なお、退職後も秘密は保持する必要がある。 | ・条例第38条第2項（準用） | □適□不適 |
| （３）他の事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意（サービス提供開始時に包括的な同意を得ておくことで可）を得ているか。 | ・条例第38条第3項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 32　情報の提供等 | （１）利用希望者が適切かつ円滑に利用できるよう、当該事業者が実施する事業内容の情報提供に努めているか。 | ・条例第39条第1項（準用） | □適□不適 |
| （２）当該事業者について広告をする場合、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | ・条例第39条第2項（準用） | □適□不適 |
| 33　利益供与等の禁止 | （１）相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者又はその従業者に対し、利用者又はその家族に当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | ・条例第40条第1項（準用） | □適□不適 |
| （２）相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | ・条例第40条第2項（準用） | □適□不適 |
| 34　苦情解決 | （１）利用者又はその家族からのサービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置（相談窓口、苦情解決体制の整備、運営規程への記載等）を講じ、当該措置の内容を周知しているか。 | ・条例第41条第1項（準用） | □適□不適 |
| （２）（１）の苦情について、受付日、内容等を記録しているか。 | ・条例第41条第2項（準用） | □適□不適□該当なし |
| （３）提供したサービスに関し、法第10条第1項、法第11条第2項及び第48条第1項の規定による報告、文書等の提出、提示の命令、当該職員からの質問、帳簿書類等の検査に応じているか。また、利用者又はその家族からの苦情に関して厚生労働大臣、都道府県知事及び市町村等が行う調査に協力し、指導等があった場合は、必要な改善を行っているか。※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第10条　市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、当該自立支援給付に係る障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売、貸与若しくは修理（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。第11条　（略）２　厚生労働大臣又は都道府県知事は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対し、その行った自立支援給付対象サービス等に関し、報告若しくは当該自立支援給付対象サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。第48条　都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 | ・条例第41条第3項、第4項、第5項（準用） | □適□不適 |
| （４）市長等から求めがあった場合に、（３）の改善内容を報告しているか。 | ・条例第41条第6項（準用） | □適□不適□該当なし |
| （５）運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う苦情解決に向けた調査、あっせんにできる限り協力しているか。※社会福祉法第85条　運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。２　運営適正化委員会は、前項の申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあつせんを行うことができる。 | ・条例第41条第7項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 35　事故発生時の対応 | （１）利用者へのサービス提供に際し事故が発生した場合は、市、支給決定市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。※事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めて置くことが望ましい。また、事業所にAEDを設置することや救急講習等を受講することが望ましい。 | ・条例第42条第1項（準用） | □適□不適 |
| （２）事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しているか。※事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 | ・条例第42条第2項（準用） | □適□不適□該当なし |
| （３）利用者へのサービス提供に際し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。※賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。 | ・条例第42条第3項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 36　身体拘束等の禁止 | （１）サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。※身体拘束等に関する取り扱いについては、厚生労働省HPに掲載している『障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応手引き』を参照。 | ・条例第37条の2第1項（準用） | □適□不適 |
| （２）やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。※本項目に規定されている事項が記録されていない場合、第6の6の身体拘束廃止未実施減算の対象となる。 | ・条例第37条の2第2項（準用） | □適□不適□該当なし |
| （３）身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知②身体拘束等の適正化のための指針の整備③従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施※令和5年4月1日以降は､本項目に規定されている事項が実施されていない場合､第6の6の身体拘束廃止未実施減算の対象となる。 | ・条例第37条の2第3項（準用） | □適□不適 |
| 37　虐待の防止 | （１）虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知②従業者に対する虐待の防止のための研修の定期的な実施③①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置 | ・条例第42条の2（準用） | □適□不適 |
| 38　地域との連携等 | （１）その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | ・条例第77条 | □適□不適 |
| 39　記録の整備 | （１）従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。また、少なくとも次の記録についてサービスを提供した日から5年間保存しているか。①９（１）のサービス提供記録②個別支援計画③22（１）の利用者（支給決定障害者）に関する市町村への通知に係る記録④34（２）の苦情の内容等の記録⑤35（２）の事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録⑥36（２）の身体拘束等に関する記録 | ・条例第78条 | □適□不適 |
| 40　電磁的記録等 | （１）電磁的記録による場合は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行っているか。 | ・条例第212条第1項 | □適□不適□該当なし |
| （２）電磁的記録による場合は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には、当該利用者の障害の特性に配慮をしつつ、書面に代えて電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することが出来ない方法をいう。）により行っているか。 | ・条例第212条第2項 | □適□不適□該当なし |

第５　変更の届出等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| １　変更の届出 | （１）次の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内に届け出ているか。また、事業の休止・廃止をしようとするときは、休止・廃止予定日の1月前までに届け出ているか。①事業所の名称及び所在地②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名③申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）④建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要⑤事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴⑥運営規程⑦当該事業に係る介護給付費及び療養介護医療費の請求に関する事項 | ・法第46条第1項・法施行規則第34　条の23 | □適□不適□該当なし |

第６　介護給付費等の算定及び取扱い

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　介護給付費等基本的事項 | （１）「介護給付費等単位数表」に「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 | ・平18厚告第523号 | □適□不適 |
| （２）額の算定にあたって、端数処理（1円未満の端数は切捨て）を適切に行っているか。 | ・平18厚告第523号 | □適□不適 |
| ２　療養介護サービス費 | （１）療養介護サービス費(Ⅰ)から(Ⅳ)までについては、次の①から④のいずれかに該当する利用者に対して、指定療養介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。①区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であること。②区分5以上に該当し、次の1)から4)までのいずれかに該当する者であること。1)進行性筋萎縮症に罹患している者又は重症心身障害者であること。2)スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である者であること。3)別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた者であって、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、８点以上であるものであること。4)別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者であって、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、８点以上であるものであること。③①及び②に掲げるものに準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めたものであること。④平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律第5条による改正前の児童福祉法（旧児童福祉法）第43条の4に規定する重症心身障害児施設)に入所した者又は指定医療機関（旧児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関)に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用するものであること。※スコア表：児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表障害児通所給付費等単位数表第１の１の表※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号第16号参照 | ・平18厚告第523号別表第5の1の注1・平18厚告第543号第16号 | □適□不適□該当なし |
| （２）療養介護サービス費(Ⅴ)については、別に厚生労働大臣が定める者であって、区分4以下に該当する者又は区分1から区分6までのいずれにも該当しない者に対して、指定療養介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。※別に厚生労働大臣が定める者…平18厚告第556号第1号参照 | ・平18厚告第523号別表第5の1の注2・平18厚告第556号第1号 | □適□不適□該当なし |
| ２　療養介護サービス費 | （３）療養介護サービス費(Ⅰ)については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、利用者の数（（２）に該当する者を除く。）を2で除して得た数以上であり、かつ、区分6に該当する者が利用者（(２)又は(８)で定める者を除く。）の数の合計数の100分の50以上であるものとして届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。※地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。 | ・平18厚告第523号別表第5の1の注3 | □適□不適□該当なし |
| （４）療養介護サービス費(Ⅱ)については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、利用者の数（（２）に該当する者を除く。）を3で除して得た数以上である、又は特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、利用者の数（（２）に該当する者を含む。）を3で除して得た数以上であるものとして届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。※地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。 | ・平18厚告第523号別表第5の1の注4 | □適□不適□該当なし |
| （５）療養介護サービス費(Ⅲ)については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、利用者の数（（２）に該当する者を除く。）を4で除して得た数以上であるもの、又は特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、利用者の数（（２）に該当する者を含む。）を4で除して得た数以上であるものとして届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。※地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。 | ・平18厚告第523号別表第5の1の注5 | □適□不適□該当なし |
| （６）療養介護サービス費(Ⅳ)については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、利用者の数（（２）に該当する者を除く。）を6で除して得た数以上であるもの、又は特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、利用者の数（（２）に該当する者を含む。）を6で除して得た数以上であるものとして届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。 | ・平18厚告第523号別表第5の1の注6 | □適□不適□該当なし |
| （７）療養介護サービス費(Ⅴ)については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上であるものとして届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。※地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。 | ・平18厚告第523号別表第5の1の注7 | □適□不適□該当なし |
| ３　定員超過利用減算 | （１）事業所の利用者の数が次のイ又はロのいずれかに該当する場合、70/100を所定単位数（２の療養介護サービス費）に乗じて得た数を算定しているか。イ　過去3ヶ月間の利用者の数が利用定員の数に105/100を乗じて得た数を超える場合ロ　1日の利用者の数が次の①又は②に掲げる利用定員の区分に応じ、①又は②に定める場合に該当する場合①利用定員が50人以下　利用定員の数に110/100を乗じて得た数を超える場合②利用定員が51人以上　利用定員の数に、当該利用定員の数から50を控除した数に5/100を乗じて得た数に5を加えて得た数を超える場合 | ・平18厚告第523号別表第5の1の注9 | □適□不適□該当なし |
| ４　サービス提供職員欠如減算 | （１）指定基準の規定により置くべき看護職員、生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていない場合、70/100（3ヶ月以上継続している場合は50/100）を所定単位数（２の療養介護サービス費）に乗じて得た数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第5の1の注9 | □適□不適□該当なし |
| ５　個別支援計画未作成減算 | （１）個別支援計画が作成されていない場合、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数（２の療養介護サービス費）に乗じて得た数を算定しているか。①　個別支援計画が作成されていない期間が3ヶ月未満の場合　70/100②　個別支援計画が作成されていない期間が3ヶ月以上の場合　50/100 | ・平18厚告第523号別表第5の1の注9 | □適□不適□該当なし |
| ６　身体拘束廃止未実施減算 | （１）第4の36に規定する身体拘束の身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合は、1日につき所定単位数を減算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第5の1の注10 | □適□不適□該当なし |
| ７　地域移行加算 | （１）入院期間が1月を超えると見込まれる利用者の退院に先立って、指定療養介護事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退院後の生活について相談指導を行い、かつ、当該利用者が退院後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退院後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入院中2回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退院後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退院後1回を限度として所定単位数を加算しているか。※当該利用者が、退院後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。 | ・平18厚告第523号別表第5の2の注 | □適□不適□該当なし |
| ８　福祉専門職員配置等加算 | （１）福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、指定療養介護事業所に置くべき生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第5の3の注1 | □適□不適□該当なし |
| （２）福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、指定療養介護事業所に置くべき生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。※（１）を算定している場合は、算定できない。 | ・平18厚告第523号別表第5の3の注2 | □適□不適□該当なし |
| ８　福祉専門職員配置等加算 | （３）福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。①指定療養介護事業所に置くべき生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。②指定療養介護事業所に置くべき生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。※（１）又は（２）を算定している場合は、算定できない。※「3年以上従事」には、同一法人の経営する障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業等の職員として勤務した年数を含めることができる。 | ・平18厚告第523号別表第5の3の注3 | □適□不適□該当なし |
| ９　人員配置体制加算 | （１）人員配置体制加算（Ⅱ）については、２（４）に適合する指定療養介護の単位であって、療養介護サービス費（Ⅱ）を算定している特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、利用者の数を2.5で除して得た数以上であるものとして届け出たもの（平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関から転換する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位に限る。）において、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用するものに対して、指定療養介護の提供を行った場合に、当分の間、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。※地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を加算する。 | ・平18厚告第523号別表第5の4の注2 | □適□不適□該当なし |
| 10　障害福祉サービスの体験利用支援加算 | （１）指定療養介護事業所において指定療養介護を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定療養介護事業所に置くべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定しているか。①体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合②障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合 | ・平18厚告第523号別表第5の5の注 | □適□不適□該当なし |
| 11　福祉・介護職員処遇改善加算 | （１）別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た指定事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数に加算しているか。※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号　第16号の2参照 | ・平18厚告第523号別表第5の6の注・平18厚告第543号第16号の2 | □適□不適□該当なし |
| 12　福祉・介護職員等特定処遇改善加算 | （１）別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た指定事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数に加算しているか。※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号　第17号参照 | ・平18厚告第523号別表第5の7の注・平18厚告第543号第17号 | □適□不適□該当なし |
| 13　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 | （１）別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市に届け出た指定事業所が、利用者に対し、指定サービスを行った場合に、所定単位数を加算しているか。※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号第17号の2参照 | ・平18厚告第523号別表第5の8の注・平18厚告第543号第17号の2 | □適□不適□該当なし |

第７　業務管理体制の整備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| １　業務管理体制の整備 | （１）業務管理体制を整備し、届出をしているか。①指定事業所等が２以上の都道府県に所在する事業者→厚生労働大臣に届出②指定事業所等が１の指定都市に所在する事業者→指定都市の長に届出③指定事業所等が１の中核市に所在する事業者→中核市の長に届出④①～③以外の事業者→都道府県知事に届出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所等の数 | 20未満 | 20以上100未満 | 100以上 |
| 業務管理体制の内容 | 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守責任者の選任 |
|  | 法令遵守規程の整備 | 法令遵守規程の整備 |
|  |  | 業務執行状況の定期的な監査 |
| 届出事項 | 法令遵守責任者の氏名 | 法令遵守責任者の氏名 | 法令遵守責任者の氏名 |
|  | 法令遵守規程の概要 | 法令遵守規程の概要 |
|  |  | 業務執行状況の監査方法の概要 |

 | ・法第51条の2第2項・法施行規則、第34条の27、28 | □適□不適 |